

●返戻金制度に関する事項

・ 当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は下記のとおりです。

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の種類等の明示です。

返金規定

前項の規定に関わらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、当該求職者に係る手数料を下記の要領に従い算定することを求めることができるものとする。この場合において、手数料の額から下記の要領に従い算定した額を控除して請求し、又は、下記の要領に従い算定した額を甲に返還するものとする。なお、返還する場合の振込手数料は乙の負担とする。

①入社当日までに本人の意思により内定辞退に至った場合（甲による働きかけがあった場合を除く）

②応募者が甲に入社後、明らかに当該応募者の責により甲から解雇された場合

③応募者が自己都合によって退職した場合

記

入社前の内定辞退		手数料の 100%（消費税別）
入社日から 1 カ月以内		手数料の 80%（消費税別）
入社日から 1 カ月超え 2 カ月以内		手数料の 50%（消費税別）
入社日から 2 カ月超え 3 カ月以内		手数料の 20%（消費税別）

但し、甲が応募者を採用する際に、求人票と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合、若しくはその締結を求めたために当該応募者が退職又は内定辞退した場合、求人票と異なる労働条件の変更を応募者に求めたために当該応募者が退職に至った場合、若しくは雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより当該応募者が退職に至った場合、又は甲が本項各号の事由の発生日から 1 カ月以内にこれを乙に通知しなかった場合には、乙は手数料の減額又は返還を行わないものとする。

株式会社 JAM パートナース

許可番号 14-ユ-301197

代表取締役 長谷川靖尚